

**地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル 事例集のサンプル**  
**（プロセスに関する事例）**

# プロセスに関する事例（その他の市区町村）

多治見市		事例の特徴	計画名	多治見市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
総合計画と他の基本計画及び実行計画の計画策定プロセスを一元化			所管部署	環境課
計画策定(改定)プロセス	対策・施策立案プロセス		策定(改定)時期	平成25年3月
計画の進捗管理プロセス	対策・施策の進捗管理プロセス			
<p>1. 庁内における計画改定時の作業概要</p> <p><b>特徴1</b> 総合計画の改定に合わせた実行計画(区域施策編)の改定 多治見市では総合計画の改定にあわせて、その翌年に区域施策編の改定が行われている。 総合計画には地球温暖化対策が盛り込まれており、それを具体化するための実行計画として区域施策編が位置付けられている。</p> <p><b>特徴2</b> 総合計画の施策との整合 区域施策編に盛り込む施策についても、総合計画の施策立案時に検討され、総合計画の施策と区域施策編の施策との整合が図られている。</p>		<p>2. 内容</p> <p>2.1 背景 多治見市では、総合計画と他の基本計画及び実行計画を<b>すべて連動</b>させている。このため、計画策定(改定)及び対策・施策立案<b>プロセスは一元化</b>されている。温暖化対策に関する計画は以下のとおり。) <b>特徴1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 総合計画「第6次多治見市総合計画(改定版)」(2012(平成24)年度～2015(平成27)年度)</li> <li>➤ 「第2次多治見市環境基本計画(中間見直し)」(2013(平成25)年度～2016(平成28)年度)</li> <li>➤ 「多治見市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(2013(平成25)年度～2016(平成28)年度)</li> </ul> <p>現在、総合計画(第7次多治見市総合計画)を実行中。</p> <p>2.2 対策施策立案における工夫 総合計画策定プロセスにおいて全庁で取り組む仕組みとなっている。 <b>特徴2</b></p> <p>【総合計画における庁内共有の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定に向けての講演会実施やかわら版による情報発信</li> <li>・テーマ別の検討会(策定本部WG)の設置</li> <li>・職員提言会議による全職員の参加</li> <li>・基本構想、基本計画、優先度付けを経て議会へ上程</li> </ul> <p>【環境基本計画、区域施策編策定への工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画策定における検討会(策定本部WG)により、施策を検討。環境基本計画及び区域施策編は総合計画における施策と共通としている。</li> </ul>		

# プロセスに関する事例（指定都市）

横浜市

## 事例の特徴

予算調書書式（事業評価書）へ「温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価」欄を設置

計画策定（改定）プロセス

対策・施策立案プロセス

計画の進捗管理プロセス

対策・施策の進捗管理プロセス

### 1. 予算編成業務に組み込んだ進捗管理プロセス

#### 1.1 様式における記入項目

**特徴1** 予算編成時に全事業の温暖化対策に関する評価を実施

事業計画書	事業計画書記入概要	事業評価書	事業評価書記入概要
	①総合計画との関係 ②予算要求額と財源 ③過去の予算・決算 ④今後の想定予算 ⑤事業概要 ⑥実施内容 ⑦事業費の内訳 ⑧事業スケジュール ⑨根拠法令		①事業概要(Plan) ②事業実績(Do) ③点検・検証(Check) ④評価・取組(Action) ⑤温暖化対策の評価

事業の種類	【緩和策】温室効果ガスの削減・吸収に直接的に寄与する	【適応策】気候変動による環境変化への適応に寄与する	【その他】温暖化対策に有効な制度の運用や仕組みの検討	分野
理由	【対策の種類を選択後、上書き入力してください】			分野
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業である（H28年度も対象事業である）			

#### 温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価 記入内容と方法

- 事業の種類【緩和策】温室効果ガスの削減・吸収に①直接寄与②間接寄与③寄与しない寄与する場合の分野（4 択）
- 事業の種類【適応策】気候変動による環境変化への適応に①寄与する②寄与しない寄与する場合の分野（3 択）
- 事業の種類 上記の判断をした理由
- 実行計画との関連（実行計画対象事業か否か）

**特徴2** 全事業同一様式を使用することにより、温暖化対策関連事業の予算のとりまとめが可能

計画名

横浜市地球温暖化対策実行計画

所管部署

温暖化対策統括本部 調整課

策定（改定）時期

平成26年3月

## 2. 内容

### 2.1 横浜市における予算事業計画書の取り扱い

- 事業計画書と事業評価書は所管課が作成
- 事業に関する記入内容は所管課所属部局の審査を経て、財務部局の審査を受ける
- 温暖化対策に関する評価は所管課が自己評価を行い、温暖化対策に寄与する事業計画書を温対本部に提出する

### 2.2 温暖化対策に関する評価における工夫点 **特徴1**

- 緩和策と適応策を区別
- 緩和策に寄与する場合の分野は、以下の4つから選択
  - ①エネルギーの安定供給・自立化と節電・省エネの推進
  - ②脱温暖化行動の推進
  - ③温暖化対策に有効な制度の運用や仕組みの検討
  - ④道路・鉄道・まちづくりなどの都市基盤整備

### 2.3 様式化のメリット

#### 2.3.1 事業計画書におけるメリット

- ①事業内容と温暖化対策の関係性の一元管理が可能
- ②過去の事業進捗動向も確認可能
- ③今後の事業進捗も予測可能

#### 2.3.2 事業評価書におけるメリット

- ①実績の確認が一元化
- ②達成指標が明確
- ③所管課の点検状況が確認可能
- ④事業進捗状況が把握可能

### 2.4 その他のメリット

事業計画書と、関係部局の温暖化対策関連事業をまとめた予算概要関連資料を作成しHPで公表している **特徴2**

**地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル 事例集のサンプル**  
**（対策・施策に関する事例）**

# 対策・施策に関する事例（都道府県）

長野県

## 対策・施策名称及び特徴

○**信州健康工コ住宅推進事業**  
最新の住宅省エネ基準に適合し、県産木材を活用した住宅を新築する場合に実施する助成事業

地方公共団体規模	コベネフィット	部門・分野
都道府県	健康福祉	家庭部門

### 1. 施策の概要

県産木材を使用し十分な断熱性能を有する住宅の建設を支援することにより、環境エネルギーに配慮された良質な木造住宅の普及を図り、長野県環境エネルギー戦略（第三次長野県地球温暖化防止県民計画）の推進と、地域の住宅産業の活性化を図る。

#### (1) 助成対象者

県内で自己の居住用に要件を満たす住宅を新築する住民

#### (2) 助成金額

基本額30万円に、選択基準のいずれかに該当することにより10万円を加算

### 2. 助成要件と導入イメージ

基本基準	選択基準
1～8のすべてに適合する場合に、30万円を助成	①～⑧のいずれかに該当する場合は、1項目につき10万円を助成
① 一戸建ての住宅(または店舗等の床面積が1/2未満の店舗等併用住宅) ② 木造住宅 ③ 住宅部分の床面積が75㎡～280㎡ ④ 県内に主たる事務所を置く者が施工 ⑤ 一般向けの住宅見学会を実施 ⑥ 住宅部分が省エネ基準(外皮性能基準及び一次エネルギー消費量基準)に適合 ⑦ 県産木材を15m <sup>3</sup> 以上かつ延べ面積1㎡あたり0.12m <sup>3</sup> 以上使用 ⑧ 設計者及び工事監理者が「住宅省エネルギー設計技術者講習会」を修了	① 県産木材を20m <sup>3</sup> 以上かつ延べ面積1㎡あたり0.16m <sup>3</sup> 以上使用 ② CASBEE-戸建(新築)でS評価 ③ ふるさと信州・環の住まいの認定住宅 ④ 工事請負者の被雇用者である若手大工とその指導者が施工 ⑤ 県外から県内へ移住



計画名

長野県環境エネルギー戦略  
(長野県地球温暖化防止県民計画)

所管部署

環境部 環境エネルギー課

策定(改定)時期

平成25年2月

### 3. 背景・目的

平成25年3月の長野県地球温暖化対策条例の改正に伴い、長野県の自然的条件である「年間温度差の大きい気候区」に対応したエネルギー抑止のため、建築主は環境エネルギー性能と自然エネルギー導入を検討することとした。このうち、新築住宅における制度推進を目的としている。

■ 制度の対象と義務の内容(下表の赤枠が本事業の対象)

床面積の合計	建築物環境エネルギー性能検討制度			建築物自然エネルギー導入検討制度		
	性能検討義務	性能表示の努力義務	移住者の届出義務	自然エネルギー検討義務	自然エネルギー表示の努力義務	検討結果の届出義務
10,000㎡以上	○	○	○	○	○	○
2,000㎡～10,000㎡未満	○	○	○	○	○	○
300㎡～2,000㎡未満	○	○	○	○	○	○
10㎡超～300㎡未満	○	○	○	○	○	○
10㎡以下、文化財、仮設、冷暖房などなし	-	-	-	-	-	-

○：義務 -：義務なし

### 4. 特徴(特にコベネフィットにおける効果)

住まいへの対策は、ヒートショック予防や冬場の活動量増加に効果があり、健康の維持・増進につながる。また、本事業では、県産木材を一定以上使用しないと助成の基本基準とならないため、森林業の育成にも一役買っている。

### 5. 他の地方公共団体に参考となる点

住宅の新築(家庭部門)における施策として、断熱性・気密性の高い住宅の導入に対し、温暖化対策の面以外に「健康福祉」におけるメリットを伝えることで普及促進に繋げている。

# 対策・施策に関する事例（指定都市）

相模原市			計画名	相模原市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
対策・施策名称及び特徴			所管部署	環境共生部 環境政策課
○相模原市地球温暖化対策計画書制度 神奈川県が実施している「事業活動温暖化対策計画書制度」に義務づけられていない「中小規模事業者」を対象とした計画書制度			策定（改定）時期	平成24年3月
地方公共団体規模	コベネフィット	部門・分野	3. 背景・目的 神奈川県では、神奈川県地球温暖化対策推進条例において県内事業者の大規模事業者に対し、温室効果ガスの削減対策などを盛り込んだ計画書の作成・提出を義務付けている。 一方、相模原市では、市域に中小規模の事業者が多く、温室効果ガス排出量の約5割を産業部門・業務部門が占めるという現状から、中小規模事業者の地球温暖化対策を推進するために導入した制度である。	
指定都市	商工・労働	産業部門 業務その他部門		
1. 施策の概要 市の地球温暖化対策推進条例に基づき、国や神奈川県の温室効果ガス排出削減に向けた取組が義務付けられていない中小規模事業者が、自主的かつ計画的に省エネ対策を進めるため、エネルギーの使用状況や温室効果ガスの排出状況、温室効果ガス削減目標や目標達成に向けた取組内容等について、任意で計画書を作成し市へ提出することにより、事業者における省エネルギー対策・地球温暖化対策を推進する。 (1) 対象事業者：市内に事業所を有する中小規模事業者 (詳細は下記概念図を参照) (2) 計画期間：3年間 (3) 制度概要：①地球温暖化対策計画書の作成・提出 ②計画期間中毎年度の実施状況報告書の作成・提出			4. 特徴（特にコベネフィットにおける効果） 計画書制度は、省エネルギー対策の普及と同時にコスト削減効果も得られるというメリットがある。 効果的な省エネ対策や計画書の作成に関して助言・指導を行う「省エネアドバイザー派遣事業」や、計画に基づく省エネルギー設備等の導入のための「中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金」など、中小規模事業者が計画書制度を導入することによる支援策を用意し、他の制度で手薄となっている中小規模事業者支援を強化している。	
2. スキーム（概念図）				
適用外	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」 対象事業者（エネルギー使用量原油換算1,500kl以上）		5. 他の地方公共団体に参考となる点 市域の特性（中小規模の事業者が多い等）に合わせた計画書制度を導入することにより、中小規模事業者への支援策を充実させることができている。	
適用	上記で義務付けられていない事業者 (上記届出制度において、その届出が義務付けられない事業者) 中小企業基本法に定める中小企業者			

# 対策・施策に関する事例（その他の市区町村）

多摩市

## 対策・施策名称及び特徴

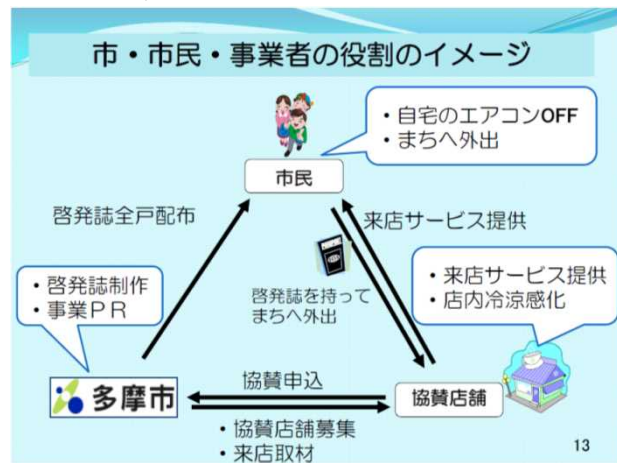
○多摩市版クールシェア  
夏季における家庭での冷房使用を低減するとともに、商業施設等での集客等、地域振興を兼ねた取り組み

地方公共団体規模	コベネフィット	部門・分野
その他の市区町村 (10万人以上)	地域振興・まちづくり	家庭部門 業務その他部門

### 1. 施策の概要

市民に対し、家庭のエアコンを消し、街への外出を促すため、取り組みに賛同する市内の商業施設や飲食店等から、市民へ魅力のある来店サービスの提供してもらい楽しくお得に参加できる仕掛けを施した。地域一帯で地球温暖化対策に取り組むとともに、地域活性化にも寄与する相乗効果も狙った。市民の全世帯へ配布したクールシェアパスポートを商業施設へ持参することで、店舗からのサービスを受けられるようにしている。（平成28年度協賛店は169）

### 2. スキーム（概念図）



計画名	みどりと環境基本計画
所管部署	環境部環境政策課
策定（改定）時期	平成24年6月

### 3. 背景・目的

多摩市では、国民運動「COOL CHOICE」を受けて、「Fun to Share」の一環として「多摩市版クールシェア」を導入している。多摩市は、家庭部門での温暖化対策として、家庭でのエネルギー使用によるCO<sub>2</sub>排出の70%が電気利用によるため、電力利用の削減を目指した。

### 4. 特徴（特にコベネフィットにおける効果）

全戸へ配布したクールシェアパスポートを、市民が協賛店舗へ持参することで、店舗からのサービスを受けられるようにしている。これにより、住居から店舗へ外出する市民が自宅のエアコンを切ることで、家庭における節電効果とあわせ、市域経済の活性化を期待している。

### 5. 他の地方公共団体に参考となる点

- 他部署との連携による実施促進
  - 商工団体への働きかけ（地域振興を名目にした協賛）
  - 滞在時間が長く、不特定多数の集客がみこめる業種を選定し、協力依頼（ショッピングセンター等）
- 取組の周知の方法
  - 啓発紙の全戸配布（ポスティング）
  - マスコミへの取り上げ（プレスリリース）
  - 公共交通への掲示

# 対策・施策に関する事例（その他の市区町村）

みやま市

## 対策・施策名称及び特徴

### ○活力ある地方創生を目指した地域新電力の挑戦

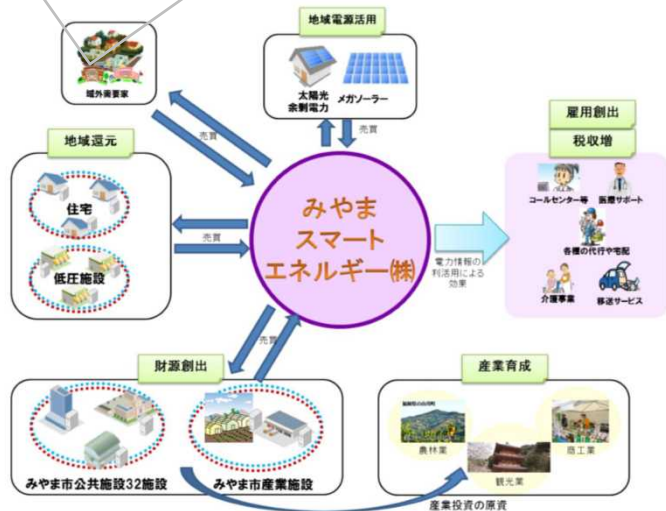
市民も参加する地産地消の分散型エネルギーを活用して電力を安価に提供し、生活総合支援サービスを取り込んだ新しい社会システムの構築

地方公共団体規模	コベネフィット	部門・分野
その他の市区町村 (3万人以上10万未満)	地域振興・まちづくり	産業部門 業務その他部門 家庭部門 エネルギー転換部門

### 1. 施策の概要

一つの市が主体となって、大手電力会社に頼らない地産地消の再生可能エネルギーのインフラを整え、環境を保全しながら地域コミュニティと地域産業振興を進めている総合的な取組み。みやま市として、「みやまスマートエネルギー株式会社」の設立及び出資(55%)を実施(2015年度グッドデザイン金賞受賞)

### 2. スキーム (概念図)



計画名

みやま市環境基本計画

所管部署

環境経済部環境衛生課

策定(改定)時期

平成22年3月

### 3. 背景・目的

みやま市が直面している構造的な問題(人口減少)を地域の課題として深堀し、一つの解決手段を「産官学金労連携による統合的なり・デザイン」によって、全市民が参加する取組として、市議会と共有し、「エネルギーを起点とした取組」を開始した。

### 4. 特徴(特にコベネフィットにおける効果)

エネルギーを中心とした、環境・福祉・企業誘致・地域産業創生・農林・観光など、様々な領域において、ハード面とソフト面が融合し、庁内も横申しがとおり、一体として整備。新サービスとして、電力販売とセットで、生活支援サービス提供として「高齢者の見守り」と「減災」を対象とした「安心・安全パック」の提供をトライアルしている。



### 5. 他の地方公共団体に参考となる点

市と市民(市内事業者)が共同で太陽光発電所を建設したことがきっかけとなり、高齢化独居、若者流出、財源、企業誘致の遅滞、観光資源不足など、「地域の課題」への一つの「解決策」を「市議会」と共有することにより推進している。